

下 介 第 1 1 1 2 号  
令和3年(2021年)6月17日

各居宅介護支援事業所 管理者 様  
各訪問介護事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について (通知)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市介護保険事業の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、本市におきましては、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について(通知)(平成23年11月1日付け下介第1725号)により通知しておりましたが、この度の令和3年度制度改正で「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)」の一部が改正され、「通院等」には、「入院と退院も含まれる」と明文化されたことから、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的の範囲」について、下記のとおり整理するとともに、平成23年11月1日付け下介第1725号文書は廃止しますので通知します。

なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的として「日用品等の買い物」を計画に位置付ける場合は、「生活援助中心型」の訪問介護員等による買い物もサービス行為として算定可能であるため、利用者が直接日用品の買い物に行く必要性を十分検討した上で、計画に位置付けてください。

また、目的地での介助が算定対象となる場合は、『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係等について(平成15年5月8日老振発第05080011号、老老発第0508001号)に整理されているように、「通院等のための乗車又は降車の介助」として包括して評価することを念のため申し添えます。

なお、身体介護中心型としての「通院・外出介助」についても利用目的の範囲は同様となります。

記

※「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的の範囲

- 通院 ■選挙 ■入退院 ■日用品等の買い物
- サービス選択のための介護保険サービス提供事業所の見学
- 公共機関における日常生活に必要な手続き(例:納税)
- 金融機関における日常生活に必要な手続き(例:生活費の引き出し)

以上

下関市 介護保険課 事業者係  
電話083-231-1371